

北海道における 傷病野生動物救護の現状について

もりた・まさはる
1945年滋賀県生まれ。酪農
学園大卒。勤務獣医師のか
たわら野生動物保護活動を
続ける。現在、森田動物病
院長。道東野生動物保護セ
ンター長。専門学校顧問講
師。本会理事。

森田正治

本文のねらい・要点

年々、傷付いた野生動物の保護件数がふえ、その原因の大半が人為的。開発が進み、自然破壊の犠牲ともいえる。救護の作業を通して生命の尊さと自然の大切さを考えたい。

はじめに

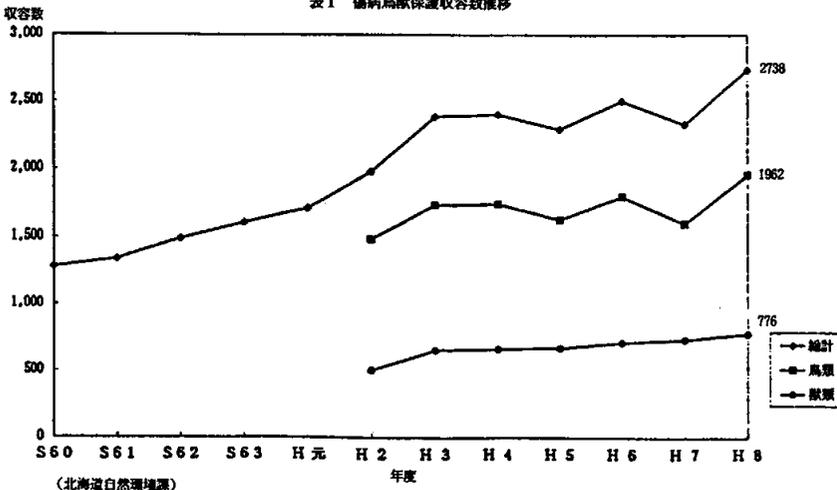
窓の向こうのバードテーブルでは、野(小)鳥たちがおいしそうに餌を食べている。野原では、シカたちが草をたべている。そんなのんびりとした光景の裏側では、傷付き弱っている野生動物が数多くいることは案外知られていない。それらの原因の多くは、交通事故、電線接触、建物衝突、漁網や釣具、鉛中毒や油汚染等々、様々である。発生、救護、課題についてコメントを加えながら現状をのべてみる。

傷病鳥獣の保護(収容)状況

北海道自然環境課では、各支庁からの報告を基に、「傷病鳥獣保護収容件数」を毎年まとめていく(表1)。昭和六〇年度から平成八年度まで、年々、件数は増加し平成二年度からは、二千件をオーバーして急増している。平成二年度からは、鳥類と獣類を区分しているが、平成八年度では、二七三八件のうち鳥類一九六二件、獣類七七六件で鳥類がおおむね七割を占めている。

平成八年度の種類の内訳をみると、鳥類では、キレンジャク八%、ドバト八%、トビ六%、カラス類五%、マガモ四%、そして、シメ・スズメ・フクロウの三%とつづき、その他の四八%が一%未満である。獣類では、エゾシカ七三%、キタキ

表1 傷病鳥獣保護収容数推移



ツネ一三%、エゾダヌキ五%と毎年四分の三をエゾシカが占めている。月別保護収容件数は、鳥類では、八月、七月、六月の順に多く、三カ月で約三六%を占め、逆に三月が八一件と保護収容が最も少ない。獣類では、十月がとび抜けて多く、二月が最も少ない。原因別保護収容件数は、鳥類では、衝突が最も

表2 傷病鳥獣（鳥類）支庁別件数

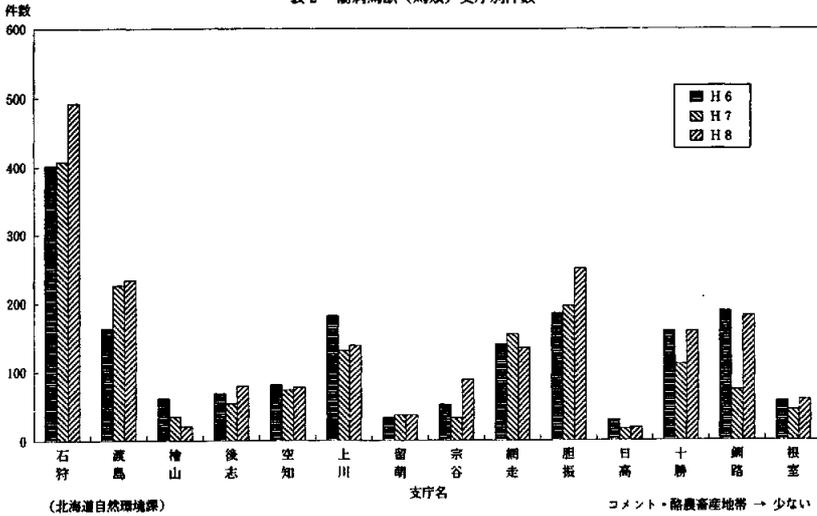
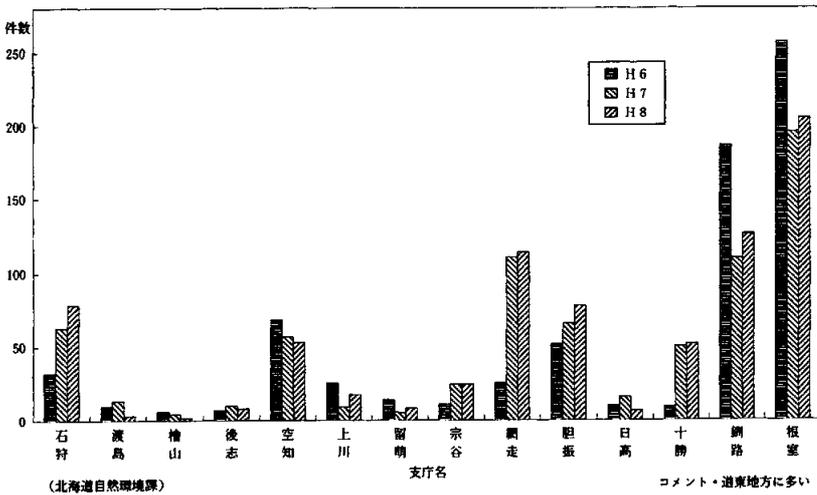


表3 傷病鳥獣（獣類）支庁別件数



多く二二%を占め、獣類では、自動車事故が六割を占めている。

希少種別保護収容は鳥類のみで、国内希少動物種は三三二件（胆振七、上川五、宗谷四ほか）、天然記念物は五件、国内希少動物種十天然記念物は四二件（釧路一八、根室九、網走七ほか）、計七九件で全体の四%を占めている。

次に、支庁別（地域別）保護収容件数の平成六

八年度についてのべる（表2、3）。鳥類について、石狩支庁が特に多く、全道の四分の一を占め、胆振、渡島支庁とつづく。逆に、保護収容件数が少ないのは、日高、留萌、松山支庁となっている。野鳥は、意外と都市周辺に生息している。石狩・札幌、胆振・苫小牧、室蘭、渡島・函館、上川・旭川、釧路・釧路の都市がある。

獣類は、根室、釧路、網走支庁の順に多く三つ

傷病鳥獣保護ネットワークの現状

北海道では、「傷病鳥獣保護取扱要綱」を平成九年八月一八日からスタートさせた。その内容について、コメントを加えながら紹介しよう。

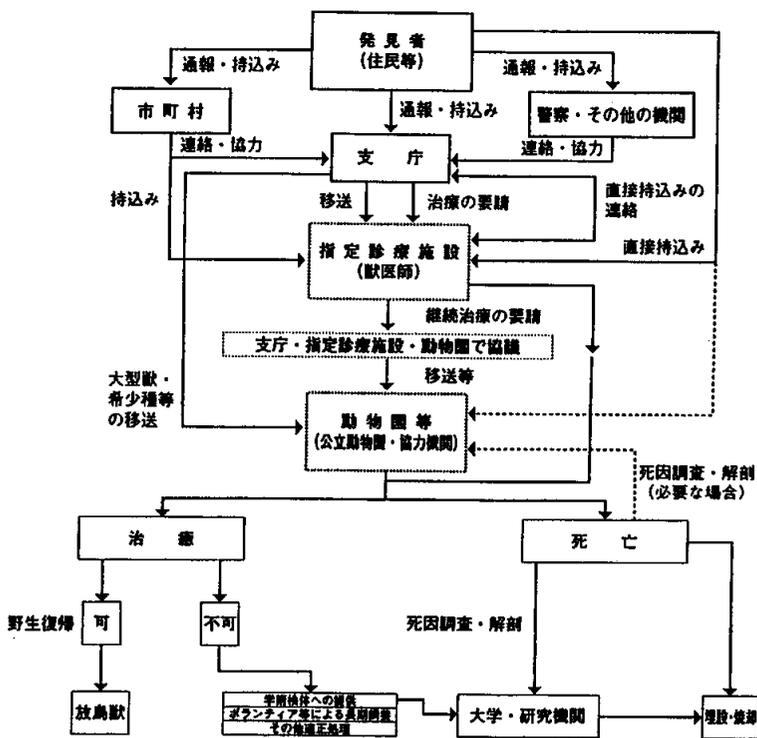
目的は、「事故等により傷付き又は病気にかかり自力で生息できない野生鳥獣を保護し、適切な治療を行い、自然に復帰させることにより、本道に生息する野生鳥獣の保護、希少種の飼養・治療技術の確立や遺伝資源の確保及び道民の鳥獣保護思想の普及啓発を図ること」としている。つまり、傷病鳥獣保護と希少種保護、そして、保護思想普及の三本立てになっている。

対象鳥獣は、「本道に生息する在来の野生鳥類及び哺乳類（海獣類を除く。）」となっている。「鳥獣保護及狩猟に関する法律」で対象としている動物で、家畜やペット、アザラシなどの海獣類、ネズミやヘビ、ノライヌやノラネコは該当しない。

「傷病鳥獣保護ネットワークシステム」のフロー図（図1）は次の通りである。各支庁中心にシステム化されているが、週休二日制の支庁、市町村では、十分、機能できるかは疑問である。休日・時間外でも、エゾシカの収容に出掛けている私が住む中標津町のような自治体もある。

獣医系大学のかかわりが、死亡個体と野生復

図1 傷病鳥獣保護ネットワークシステムフロー図



掃不可個体の提供のみであり、救護・治療システムの中には位置づけられていない。酪農学園大学では、鉛中毒のオオハクチョウを治療・放鳥している実績もあり、専門的部分を依頼してもいいのではなかろうか。

指定診療施設（獣医師）のウエイトが大きく、動物園は、さらに継続治療を負うことになる。ヒナや幼鳥、スズメやハトなどの一般鳥類は、救護の教育を受けたボランティアに依頼することも必要ではなかろうか。

このほか、国内希少種や天然記念物の鳥獣の保護、標識装着の鳥獣の取り扱い、死亡した鳥獣の処置法などものべられている。

（社）北海道獣医師会での救護の取り組み

北海道獣医師会では、平成九年度に北海道と委託契約を結び、「傷病鳥獣保護ネットワーク事業実施要領」を決め、救護活動を全道的に本格的に開始した。それまでも、北見支部では独自の「野生動物の保護収容に係る応急処置事業」を平成元年にスタートさせている。また、苫小牧沖重油流出事故やナホトカ号重油流出事故のウトナイ湖畔での救護・放鳥活動に胆振支部や個々の会員が参加している。保護ネットワーク事業の内容について、コメントを加えながら紹介しよう。

目的は、「広域な本道において、事故等により傷つき又は病気にかかり自力で生息できない野生鳥獣（傷病鳥獣）の保護を地域一体となって推進し、道民の鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、社団法人北海道獣医師会は北海道から業務委託を受け、会員および民間ボランティア等の協力を得て保護、治療のネットワーク事業を効果的に実施する。」

としている。

委託業務は、「持ち込まれた傷病鳥獣の保護、治療及び野生復帰に関する業務について、北海道獣医師会があらかじめ支部の推薦を受けて指定する診療施設において行うものとする。」となっている。

業務内容について、指定診療施設は、傷病鳥獣の移送は原則として行わないとしている。また、「必要な応急治療や短期間の保護を行う」「傷病鳥獣が長期の治療や療養を要し、動物園に持ち込む必要があると判断した場合、その取扱いについて支庁と協議する」としている。「収容から放鳥まで、何でも動物病院で」という市民の雰囲気には歯止めをかけているようだ。業務に対し、予算の範囲内で治療費、収容費用の助成が支払われる。

北海道獣医師会内で、「傷病鳥獣診療収容に係る診療費等の助成基準」を設けている。「獣類（一件）、小型三千円、中型五千円、大型七千円。鳥類（一件）、小型千五百円、中型三千円、大型四千円」「診療が長期に亘った場合、あるいは特別な診療、例えば麻酔下の外科処置、X線撮影など行った場合は二倍の範囲内で補助する。」検査や手術、長期治療の場合は、割増しとなっているが、二倍の額頭打ちで、薬代などの実費であり、技術料はボランティアであることを付け加えておこう。

カラスなど種によって適用除外だったり、狩猟対象獣は、狩猟期間中、狩猟区域では交通事故原因でも助成外など動物種による差別がある。海獣類は、希少種のラッコでも適用除外となっており、動物愛護から通報、持ち込んで来る市民の気持ちには応えきれない。これらの場合、救護

現場の獣医師が自腹を切る善意で対応されている。平成九年度の集計では、鳥類二四二件、獣類一八件、計二六〇件。事業の初年度でもあり、手続きの不慣れなど実際は相当数の実績があるものとみられる。平成十年度の指定診療施設は、一九五施設（七月現在）であるが約半数が「一時的」となっている。実際に救護活動しているが、「指定」を受託していなかったり、逆に、指定施設だが、技術的に十分対応しきれないなど今後の課題もある。なお、指定の動物病院等には、入口に標識が掲示されている。（写真1）

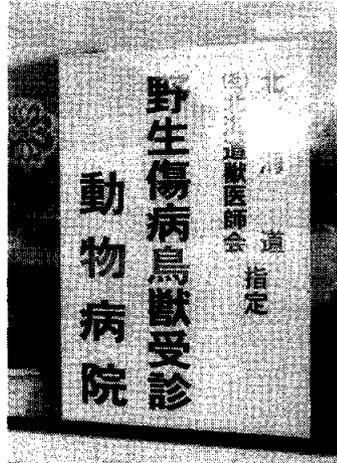


写真1

野生動物救護研究会の活動について

昭和六三年四月、釧路で「第六回北海道の野生動物を考えるつどい」が開催され、傷病野生動物の保護について本格的な議論が行われた。翌年、北海道獣医師会館、平成二年は北見でフォーラムが開かれ、終了後、設立総会が開かれた。以降、一年一回のフォーラムと会報「サポート」（年五、六回）の発行が主な活動である。平成八年、酪農学園大学で「野生動物救護技術講座」が開かれ、本格的な救護技術教育がスタートした。

平成九年から、北海道獣医師会の「保護ネットワーク事業」と連動し、獣医師会と研究会の共催となった。一般コースと獣医コースに分けられ、ナホトカ号事故のこともあり「油汚染救護技術講座」も追加開催され、専門化して来ている（図2）。受講希望者が多く、順番待ちの人も出るほどだが、獣医学生は多いものの獣医師の受講者がイマイチといったところ。その対策もあり、昨春秋、釧路で北海道獣医師会独自の講習会が開かれた。今までの受講者から、再受講や上級コースの開催の希

望も出ている。野生動物救護研究会が発足の翌年、野生動物救護獣医師協会（WRV）が設立された。関東地方の小動物獣医師が中心で、いちおう全国的にネットワークをつくっているが、北海道内の会員は少なく、北海道中心の救護研究会にも所属している。研究会と協会の大きな違いは、前者が獣医師と一般の人の集団に対し、後者は獣医師集団である。ヒトの医療は、医師だけで出来るものではなく、看護婦、検査技師などと協力して可能である。野

両講座共通内容

講義 「野生鳥獣の法律」 北海道環境生活部自然環境課
「環境ボランティア」 小川巖（エコ・ネットワーク）
特別講演 「鳥の鉛中毒」 神和夫（北海道立衛生研究所）

アニマル・リハビリテーター養成基礎講座

<一般コース>

講義 「油汚染救護他①」「油汚染救護他②」 黒沢信道（釧路地区 NOSAI）
実習 「収容・補液」「応急処置」 橋場由美子（はしばトントン動物病院）
森田正治（道東野生動物保護センター）
「ケア・リハビリ・リリース」 黒沢信道・飯嶋良朗（十勝 NOSAI）
武田忠義（網走支庁環境生活課）

<獣医コース>

講義 「油汚染鳥の救護」 黒沢信道
「獣医学的診断と治療」 森田正治
実習 「収容・応急処置」「ケア・リハビリ・リリース」 武田忠義・飯嶋良朗
「獣医学的診断と治療」 森田正治・橋場由美子
村田聖子（北海道ハイテクノロジー専門学校）

油汚染救護技術講座

講義 「油汚染鳥の救護」「油汚染鳥の救護の実技について」 黒沢信道
実習 「収容・補液・給餌」「洗浄・乾燥」「ケア・リハビリ」
盛田徹（日本野鳥の会苫小牧支部）・菊地政光（鳥類標識協会）
有田智彦（羽幌町役場）・村田聖子

感謝状

野生動物救護研究会 殿
貴殿は平成9年1月に発生したロシア船籍ナホトカ号海難・油流出災害の際に被災動物の救護活動に献身的に取り組み、獣医専ら及び動物の保護・福祉の向上に多大なる貢献をされました。よって本会第55回通常総会の開催にあたりその並々な御尽力に対しここに深甚なる敬意と感謝の意を表します
平成10年6月25日

社団法人日本獣医師会
会長 杉山文男

図2

生動物の医療（救護）も同様で、獣医師とボランティアが協力してこそ出来る。協会は、最近、準会員として一般の人も加入させている。

今後の課題

全国に獣医系大学は一六校あるが、野生動物の治療について本格的に教育している大学は一つもない。「エーッ」と驚かれると思うが、犬猫、牛馬の獣が主体で、動物病院に野鳥を持ち込んでも「専門外」と断わられたり、自信のない顔で診察を受けたという経験はないだろうか。多くの先生は、獣医師であって、動物医師ではないのである。野生動物に関心のある獣医学生は、相当数いると言われるが、彼らが学ぶところはない。道東野生動物保護センター（森田正治センター長）では、七年前より、大学の紹介などで彼らを受け入れて実習・研修を実施している（写真2）。一週間の合宿形式だが、年々、希望者が多く断わるのに苦労するほどの人気である。動物看護士の専門学校でも教育が始まっているが、獣医学教育に一日も早く組み入れてもらいたいものである。

救護技術講座の受講者の修了後の問題である。「受けっぱなし」の修了者が多く、救護ドクター、救護ボランティアとしての活躍が求められている。北海道及び各支庁が、修了者を登録させ、北海道獣医師会各支部と連携しシステム化されなければならぬのでは。先進地、千葉県のシステム（一部に問題がある）を学ぶ必要がある。

二年前、ナホトカ号の重油流出事故が発生し多くの海鳥が犠牲となった。ロシアのタンカーが航行する北海道の沿岸でいつ大規模な流出事故が起きるかもしれない状況にある。この一、二年だけ

でも小規模ながら何回かの事故が発生しており、北方四島関連も含めると冷や冷やものである。しかし、北海道では、海鳥救護のプランは正式にはなく憂慮されるところである。救護ドクター、救護ボランティアの登録制度だけでも確立していれば万一の際には心強いものだが。

環境庁は、都道府県に対し鳥獣保護センターの設置を行政指導しているが、北海道ではまだ実現していない。傷病野生動物の診療施設だけでなく、希少動物の保護・増殖・展示、研修など総合的なセンターを期待している。野幌森林公園に隣接して母校の酪農学園大学があるが、理事長、学長、学部長らは、「土地を提供する、獣医及び環境システム学部とタイアップして」と協力的である。学生の獣医学及び環境教育の場と共に道民の自然環境学習のセンターとして実現してほしいものだ。好事に直接、提言しているが英断に期待している。



（翼を骨折した野鳥）



（コウモリに給餌しているところ）



写真2